

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月9日
【四半期会計期間】	第87期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	日本ゼオン株式会社
【英訳名】	ZEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 古河 直純
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
【電話番号】	東京（3216）1412
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 南 忠幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第2四半期 連結累計期間	第87期 第2四半期 連結累計期間	第86期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	135,018	134,071	270,383
経常利益 (百万円)	17,154	19,792	33,623
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,114	12,235	18,303
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	6,512	11,939	15,537
純資産額 (百万円)	110,750	128,715	118,767
総資産額 (百万円)	283,711	299,423	290,596
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	39.04	52.94	78.77
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	39.00	52.86	78.65
自己資本比率 (%)	37.8	41.8	39.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25,572	9,831	48,100
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,499	11,671	9,635
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,535	3,187	29,770
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	12,114	9,967	15,072

回次	第86期 第2四半期 連結会計期間	第87期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	20.53	22.30

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

3. 第86期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第87期第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第86期第2四半期連結累計期間及び第86期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報 当第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）」の「2．報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災の影響から持ち直す動きも一部にみられた一方、欧州財政危機や不安定な米国経済の影響による円高傾向の加速、中国・インドを中心とする新興国経済の拡大・回復テンポの鈍化等により先行きの不透明感が一層顕著となるなど、期を通じては厳しい状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「Z 運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては販売価格の改定、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1,340億71百万円となり、前年同期に比べて9億46百万円の減収となりました。また、営業利益は212億83百万円と前年同期に比べて25億3百万円の増益、経常利益は197億92百万円と前年同期に比べて26億37百万円の増益、四半期純利益は122億35百万円と前年同期に比べて31億21百万円の増益となりました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

(エラストマー素材事業部門)

合成ゴムの国内販売は、自動車関連部品向けで震災などによる自動車生産減の影響があったものの、主要用途であるタイヤ向けでは顧客の需要が堅調に推移し、また、原料価格に応じた価格改定を実施したことにより、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。輸出につきましては、国内販売同様に価格改定を行いました。荷繰り販売調整の実施により販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。海外子会社は、米国子会社の販売数量が前年同期を下回ったものの、欧州需要の回復、加えて原料価格に応じた価格改定も功を奏し、売上高は米国子会社、英国子会社とも前年同期を上回りました。以上の結果、合成ゴム全体では売上高は前年同期を下回りましたが、営業利益は前年同期を上回りました。

合成ラテックスの国内販売は、価格改定を実施したものの震災による製紙用途向けの販売の減少等により、販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。輸出につきましては、手袋用途向け等で荷繰り販売調整を行ったため販売数量は前年同期を下回りましたが、価格改定を進めた結果、売上高は前年同期を上回りました。以上の結果、合成ラテックス全体では売上高、営業利益とも前年同期を上回りました。

化成品の国内販売は、競合メーカーの事業撤退に伴う引合いもあり、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。輸出につきましては、国内需要増への対応のため販売数量は前年同期を下回りましたが、価格改定を進めた結果、売上高は前年同期を上回りました。タイヤの石油樹脂子会社は、販売数量は前年同期を下回りましたが、タイヤ国内の道路需要が堅調に推移したことなどにより売上高は前年同期を上回りました。以上の結果、化成品全体では売上高、営業利益とも前年同期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前年同期に比べて31億76百万円増加し894億82百万円、営業利益は前年同期に比べて43億90百万円増加し183億円となりました。

(高機能材料事業部門)

高機能樹脂関連では、光学レンズ用途および医療用途向けは堅調に推移しましたが、汎用樹脂ユーザーの在庫調整の影響が大きく、販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。高機能部材関連では、モバイル向け光学フィルム等が堅調に推移した一方、世界的な市況の悪化を受け、テレビ向け光学フィルムの需要が落ち込みました。以上の結果、高機能樹脂および部材全体では売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

情報材料関連では、電池材料は販売数量、売上高とも前年同期を上回りましたが、トナーおよびエッチング用ガスは販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。以上の結果、情報材料全体では売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

化学品関連では、特殊化学品が復興需要や拡販により好調に推移し、販売数量、売上高とも前年同期を上回りました。一方、合成香料は欧米での景気減速を懸念する動きが強まったことから全体的に出荷が落ち込み、販売数量、売上高とも前年同期を下回りました。この結果、化学品全体では売上高、営業利益とも前年同期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前年同期に比べて29億56百万円減少し259億46百万円、営業利益は前年同期に比べて18億83百万円減少し23億56百万円となりました。

(その他の事業部門)

その他の事業においては、子会社の商事部門の売上高が前年同期を下回りました。

以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前年同期に比べて8億48百万円減少し196億41百万円、営業利益は前年同期に比べて39百万円増加し6億24百万円となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、当第2四半期連結累計期間の比較・分析は、セグメント区分変更後の数値によっております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報 当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前年同四半期連結会計期間末に比べ21億47百万円減少(前年同期比17.7%減)し、99億67百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は98億31百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ157億41百万円の減少(前年同期比61.6%減)となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益が増加したものの、たな卸資産の純増加額の増加や仕入債務の純増加額の減少、法人税等の支払額の増加等による資金の減少があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は116億71百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ71億71百万円の資金支出の増加(前年同期比159.4%増)となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は31億87百万円となり、前年同四半期連結累計期間に比べ123億48百万円の資金支出の減少(前年同期比79.5%減)となりました。これは主として、有利子負債の純減少額の減少によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を実現するために、あらたに平成23年から平成25年までの新中期経営計画を策定いたしました。

当連結会計年度は新中期経営計画推進の初年度として、新中期経営計画で掲げました「『2020年のありたい姿』 - 化学の力で未来を今日にするZEON - 」の実現のため、エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針として、諸課題に取り組んで参ります。

グローバル生産体制の更なる展開のために、エラストマー素材事業ではシンガポールS-SBRプラント建設を進め、海外生産高比率を上げて参ります。高機能材料事業では重点3事業分野での研究開発を加速させ、事業拡大を目指します。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次の通りであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、並びにユーザー密着型の製品開発及び市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の

株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われま。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法及びG P I法その他の独自技術により、原油生成物であるC 4留分及びC 5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、海外新生産拠点の構築と重点3事業分野（情報用部材・エネルギー用部材・メディカルデバイス）での新製品開発へのリソース積極投入による研究開発の加速、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、新規探索開発活動の強化といった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発及び市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、C S R（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、C S Rの取り組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度C S Rへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがC S Rを自覚し、行動する」の3項目からなる『C S R基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『C S R行動指針』を制定しました。また、平成23年1月からは、社長を議長とした『C S R会議』を最高機関とする新たなC S R推進体制をスタートさせ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定及び実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員等の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入いたしました。有効期間満了にあたり、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうち継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成23年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.zeon.co.jp/ir/news/20110523_2.pdf

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を

抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成23年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認を得ておりますので、その導入についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置しており、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

6) デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は48億81百万円であります。

なお当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月9日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	242,075,556	242,075,556	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	242,075,556	242,075,556	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月29日		
新株予約権の数(個)	53		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000	1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1		
新株予約権の行使期間	自平成23年7月14日 至平成53年7月13日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価額	755.0	
	資本組入額	377.5	
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から当該権利行使開始日より10日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p>		

	その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権を行使する際、「新株予約権割当契約」を締結していなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1,000株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個あたりの目的となる株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、合併、会社分割その他の株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

i)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めのないものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年7月1日 ~ 平成23年9月30日		242,075		24,211		18,336

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋五丁目3番11号	16,832	6.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,919	4.92
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	10,679	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,262	3.82
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	8,770	3.62
古河電気工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	8,594	3.55
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町二丁目7番9号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	7,450	3.07
旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区神田神保町一丁目105	6,438	2.65
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	4,989	2.06
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,689	1.93
計	-	89,623	37.02

- (注) 1. 上記の表には記載していませんが、平成23年9月30日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口)」)が、3,400千株(議決権比率1.47%)あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行から平成23年4月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年3月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	8,770	3.62
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	4,989	2.06
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	637	0.26
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,868	2.01
新光投信株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番10号	501	0.21

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成22年11月30日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年11月22日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	505	0.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,762	2.38
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,442	0.60
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	256	0.11

4. 上記のほか、自己株式が10,900千株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,900,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 230,965,000	230,965	-
単元未満株式	普通株式 210,556	-	-
発行済株式総数	242,075,556	-	-
総株主の議決権	-	230,965	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本ゼオン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	10,900,000	-	10,900,000	4.50
計	-	10,900,000	-	10,900,000	4.50

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,129	10,129
受取手形及び売掛金	65,482	65,044
商品及び製品	34,233	35,952
仕掛品	3,097	4,135
原材料及び貯蔵品	8,600	10,185
未収入金	24,788	30,795
繰延税金資産	4,242	4,331
その他	1,231	3,896
貸倒引当金	60	63
流動資産合計	156,741	164,405
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	33,172	33,212
機械装置及び運搬具(純額)	42,301	38,916
土地	13,630	13,645
建設仮勘定	4,791	8,821
その他(純額)	2,048	3,341
有形固定資産合計	95,942	97,936
無形固定資産		
その他	3,996	4,174
無形固定資産合計	3,996	4,174
投資その他の資産		
投資有価証券	28,361	26,849
繰延税金資産	2,153	2,441
その他	3,785	3,995
貸倒引当金	383	377
投資その他の資産合計	33,917	32,909
固定資産合計	133,855	135,018
資産合計	290,596	299,423

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	60,929	63,660
短期借入金	17,997	22,614
未払法人税等	10,988	6,382
賞与引当金	1,760	1,245
その他の引当金	2,021	3,064
その他	11,441	13,920
流動負債合計	105,137	110,885
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	42,866	36,559
繰延税金負債	545	538
退職給付引当金	9,478	9,210
環境対策引当金	792	702
その他の引当金	606	433
その他	2,404	2,380
固定負債合計	66,691	59,823
負債合計	171,828	170,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,211	24,211
資本剰余金	18,374	18,372
利益剰余金	87,277	98,124
自己株式	8,147	8,100
株主資本合計	121,715	132,608
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,347	1,664
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	7,899	7,895
年金負債調整額	1,288	1,277
その他の包括利益累計額合計	6,840	7,508
新株予約権	234	209
少数株主持分	3,659	3,407
純資産合計	118,767	128,715
負債純資産合計	290,596	299,423

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	135,018	134,071
売上原価	95,316	91,379
売上総利益	39,701	42,692
販売費及び一般管理費	20,921	21,409
営業利益	18,780	21,283
営業外収益		
受取利息	36	43
受取配当金	383	466
物品売却益	164	211
雑収入	276	209
営業外収益合計	859	929
営業外費用		
支払利息	595	532
為替差損	1,693	1,091
休止固定資産減価償却費	76	632
雑損失	121	166
営業外費用合計	2,485	2,421
経常利益	17,154	19,792
特別利益		
負ののれん発生益	-	274
貸倒引当金戻入額	14	-
事業譲渡益	-	416
その他	29	17
特別利益合計	44	707
特別損失		
固定資産処分損	980	138
投資有価証券評価損	1,089	630
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	651	-
その他	14	76
特別損失合計	2,734	843
税金等調整前四半期純利益	14,464	19,656
法人税等	5,104	7,047
少数株主損益調整前四半期純利益	9,360	12,609
少数株主利益	246	374
四半期純利益	9,114	12,235

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	9,360	12,609
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,774	686
繰延ヘッジ損益	0	1
為替換算調整勘定	1,127	6
年金負債調整額	53	11
その他の包括利益合計	2,847	670
四半期包括利益	6,512	11,939
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,329	11,564
少数株主に係る四半期包括利益	183	375

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	14,464	19,656
減価償却費	10,218	9,586
賞与引当金の増減額(は減少)	155	517
その他の引当金の増減額(は減少)	970	785
受取利息及び受取配当金	419	509
支払利息	595	532
投資有価証券評価損益(は益)	1,089	630
売上債権の増減額(は増加)	2,697	656
たな卸資産の増減額(は増加)	1,974	4,286
仕入債務の増減額(は減少)	8,385	2,475
その他	5,053	7,619
小計	25,732	21,387
利息及び配当金の受取額	593	531
利息の支払額	599	531
法人税等の支払額	912	11,602
法人税等の還付額	223	-
その他	535	46
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,572	9,831
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,325	10,255
無形固定資産の取得による支出	504	535
投資有価証券の取得による支出	198	691
事業譲渡による収入	-	550
出資金の払込による支出	-	567
その他	528	172
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,499	11,671
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,015	85
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	5,999	-
長期借入金の返済による支出	1,300	1,600
配当金の支払額	1,412	1,384
少数株主への配当金の支払額	9	73
その他	2,799	45
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,535	3,187
現金及び現金同等物に係る換算差額	458	77
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,078	5,104
現金及び現金同等物の期首残高	6,912	15,072
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	124	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	12,114	9,967

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(会計方針の変更)	
第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、ストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。	
なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
1. 偶発債務	1. 偶発債務
保証債務	保証債務
連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証	連結会社以外の会社及び従業員の金融機関等からの借入金等に対する債務保証
(株)TFC 1,540百万円	(株)TFC 1,430百万円
従業員 299	従業員 235
その他3社 74	その他3社 80
計 1,913百万円	計 1,745百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
運賃諸掛 4,162百万円	運賃諸掛 3,547百万円
従業員給料手当 3,634	従業員給料手当 4,036
賞与引当金繰入額 603	賞与引当金繰入額 625
退職給付引当金繰入額 309	退職給付引当金繰入額 313
研究開発費 4,609	研究開発費 4,881

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 12,114	現金及び預金勘定 10,129
預入期間が3か月を超える定期 預金 -	預入期間が3か月を超える定期 預金 161
現金及び現金同等物 12,114	現金及び現金同等物 9,967

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,417	6	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月9日 取締役会	普通株式	924	4	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,387	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	1,156	5	平成23年9月30日	平成23年12月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	85,706	28,902	114,608	20,409	135,018	-	135,018
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	600	-	600	80	680	680	-
計	86,306	28,902	115,209	20,489	135,697	680	135,018
セグメント利益	13,910	4,238	18,148	585	18,733	48	18,780

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設・住宅部材等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額48百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書 計上額 (注3)
	エラストマー 素材事業	高機能材料 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上 高	88,587	25,946	114,533	19,539	134,071	-	134,071
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	896	-	896	103	999	999	-
計	89,482	25,946	115,428	19,641	135,070	999	134,071
セグメント利益	18,300	2,356	20,656	624	21,280	4	21,283

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設・住宅部材等の販売等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額4百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、新中期経営計画に基づき、第1四半期連結会計期間より、従来「その他」の区分に属していた包装材料事業等を「エラストマー素材事業」セグメントとし、医療器材事業等を「高機能材料事業」セグメントとしております。

なお、前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間については、変更後の区分方法により作成しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	39円4銭	52円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	9,114	12,235
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	9,114	12,235
普通株式の期中平均株式数(千株)	233,436	231,138
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	39円0銭	52円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	283	336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、ストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

こちらの会計基準等を適用しなかった場合の前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額は、38円99銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....1,156百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成23年12月6日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 徹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ゼオン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。